

足羽川ダム建設事業の損失補償基準が妥結

～損失補償基準に関する協定書の調印式を開催しました～

足羽川ダム建設事業に伴い必要となる用地補償等に関し、地権者団体と事業者である近畿地方整備局との間で、損失補償基準(土地の価格等の補償単価)の合意に達したことから、協定書の調印式を開催しました。

【損失補償基準に関する協定書の調印式】

開催日:平成25年3月27日(水) 10時30分から12時

場所:福井県今立郡池田町藪田5-1 能楽の里 文化交流会館

○調印者

部子川ダム対策委員会会長

足羽川ダム小畑地区対策協議会会長

近畿地方整備局長

○立会人

福井県土木部長

池田町長

○調印式は、地権者団体をはじめ、池田町議会より議長ほか関係議員、池田町、福井県、福井市、坂井市、近畿地方整備局の関係者総勢34名のご参加を頂き厳粛に行われました。

○今後は、各地権者等の皆様と用地取得(契約)に向けて、個別の用地交渉に入ります。



協定書の調印



地元代表者挨拶



起業者挨拶・謝辞
谷本近畿地方整備局長



関係者による調印式が行われました



足羽川ダム工事事務所は、地権者等の皆様の生活再建を第一に取り組み、ダムの早期完成を目指します。今後ともご理解ご協力のほど、よろしくお願いします。



平成25年3月
国土交通省 近畿地方整備局
足羽川ダム工事事務所

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所
〒918-8239 福井県福井市成和1-2111
TEL 0776-27-0642